

公益財団法人前川報恩会 平成 28 年度福祉助成

募 集 要 項

1. 助成対象

- (1) 非営利法人（営利企業、任意団体は含まない）における、障がい者の生活や就労支援の環境改善に資する取り組み（熊本県以外）
- (2) 障がい者が代表となる団体（営利企業は除く）において、周囲の方々と協力し、他の障がい者等の生活の充実・向上に資する取り組み
- (3) 熊本県に所在する非営利法人（営利企業、任意団体は含まない）における、障がい者の生活や就労支援の環境改善に資する取り組み

2. 申請期間

平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

3. 申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項を記入し送信する。

この際、助成事業ページから以下の必要書類を提出(アップロード)のこと。

- ①定款又は寄附行為
- ②役員名簿
- ③事業計画書 ※平成 28 年度
- ④予算書 ※平成 28 年度
- ⑤決算報告書 ※平成 27 年度（設立初年度の団体は不要）
- ⑥助成希望物品の型番・品名等のわかる物品明細（据付工事等を含む場合はこの見積書）

4. 助成金額

- (1) 及び (2) : 600 万円（1 件あたりの助成金額の上限は 50 万円）
- (3) : 300 万円（1 件あたりの助成金額の上限は 50 万円）

5. 助成期間

助成金交付日～平成 29 年 12 月末日

※ 上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入すること

（助成金交付日前に購入したものに対する助成では無い。）

6. 助成対象となる用途

備品・装置・設備の購入又は設置・補修等を対象とする。

施設運営のための人件費その他の一般諸経費は原則として対象としない。

※ 上記以外の制限は無いが、申請書に記載された通りの用途・出費のみ許容する。

（やむを得ず申請書と異なる用途で助成金の出費を行う必要が生じた際には、購入前に必ず当財団に連絡し、承認を得ること。）

7. 助成対象者の義務等

- (1). 助成決定後、物品購入に際し申請金額と差額が生じる場合、購入前の当財団への連絡

(2). 当財団が指定する書式による使途の報告。

・使途報告書提出期間

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日（助成期間終了後 1 ヶ月）

・使途報告書提出方法

「助成事業ページ」内の使途報告書の様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、PDF へ変換の後、提出。

※領収書の添付を含む（料金振込をもって受領等の契約がある場合等に関しても、領収書の提出を行うこと）。

(3). 当財団職員による訪問の受け入れ

（訪問時のレポート（写真を含む）は当財団のホームページで公開いたします。）

※未使用の助成金がある場合や事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金を返還すること。

8. 選考手続

募集：平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

選考：平成 28 年 11 月中

承認：平成 28 年 12 月中の理事会

交付：理事会における承認後、速やかに行う。

9. その他

申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。

また、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますので、ご了承ください。

以上